事業所税の申告と納付は正しくお早めに

事業所税の申告納付期限は、個人の納税者の方は原則として翌年3月15日、法人の納税者の方は事業年度終了の日から2カ月を経過する日になっています。
申告納付期限までに申告のない場合や、申告漏れのある場合には、延滞金のほかに加算金がかかりますのでご注意ください。

1. 申告納付期限後の申告及び申告をしなかった場合（不申告加算金）

納税者の方が申告納付期限後に申告した場合や、申告書の提出がなかったために、市長が調査に基づき課税標準額及び税額を決定した場合は、原則として納付すべき税額の15%が不申告加算金としてかかります。

ただし、その税額が50万円を超え300万円以下の部分に相当する金額に対する不申告加算金の割合は20%に、300万円を超える部分に相当する金額に対する不申告加算金の割合は30%になります。

なお、**申告納付期限後であっても市長による決定があることを予知することなく、自主的に申告した場合には、不申告加算金の割合は5%となりますので、できるだけ早く申告してください。**

（地方税法第701条の61第2項、第3項及び第5項）

計算例 ● 申告税額80万円の方が、申告納付期限後に申告した場合

	不申告加算金の算定	不申告加算金の額
申告納付期限後に申告した場合（下記の場合を除く）または市長から決定を受けた場合	● 税額が50万円までの部分 500,000円×15%＝75,000円 ● 税額が50万円を越える部分 300,000円×20%＝60,000円	135,000円
市長から決定があることを予知することなく自主的に申告した場合	800,000円×5%＝40,000円	40,000円

2. 申告漏れがあった場合（過少申告加算金）

納税者の方が申告納付期限内に申告した場合において、その申告した税額が過少であるため修正申告をした場合や、市長が調査に基づき税額を更正した場合は、修正申告等により増加した税額の10%が過少申告加算金としてかかります。

ただし、修正申告等により増加した税額が、申告納付期限内に申告した税額または50万円のいずれか高い方の金額を超える場合には、その超える部分に対する過少申告加算金の割合は15%となります。

なお、**市長による更正があることを予知することなく、自主的に修正申告をした場合は、過少申告加算金はかかりませんので、当初の申告に誤りが判明した際は、できるだけ早く修正申告をしてください。**

（地方税法第701条の61第1項）

計算例 ● 200万円申告する必要があった方が、当初80万円しか申告していなかった場合

	修正申告等により増加した税額	過少申告加算金の算定	過少申告加算金の額
修正申告をした場合（下記の場合を除く）または市長から更正を受けた場合	200万円-80万円＝1,200,000円	● 増加した税額が80万円（※）までの部分 800,000円×10%＝80,000円 ● 増加した税額が80万円（※）を越える部分 400,000円×15%＝60,000円	140,000円
市長から更正があることを予知することなく自主的に修正申告をした場合		—	—

※当初申告した税額（80万円）または50万円のいずれか高い方の額